

# 想定される最大規模の高潮に対する 避難対策業務

## 基本仕様書

## 第1章 総則

### 第1 適用範囲

本仕様書は、発注者が受注者へ委託する「想定される最大規模の高潮に対する避難対策業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2 業務目的

本業務は、想定最大規模の高潮被害から市民の生命を守るため、高潮の発生前に適切な避難行動をとれるよう避難計画を策定する。また、高潮避難に係る啓発動画を作成し、想定最大規模の高潮の危険性を周知するとともに、早期避難・分散避難を促進することで高潮被害の抑制を図るものである。

### 第3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

なお、業務内であっても作業の完了したものについては、成果品の一部の提出を求める場合もある。

### 第4 法令等の準拠

受注者は、本業務の実施に際しては、本仕様書によるほか、水防法、避難情報に関するガイドライン（内閣府）、その他の関係法令及び通知等に準拠するものとする。

### 第5 作業計画書の提出

受注者は、契約締結後14日以内に業務内容とそのスケジュールを明確にした作業計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得て本業務を行うものとする。

### 第6 資料の収集・整理

関係法令、気象データ、高潮に関する各種情報、江東5区大規模水害避難計画、首都圏大規模水害広域避難計画モデル、本市が令和6年度に実施した防災アセスメント調査（風水害被害想定調査）報告書、他市の状況等について、資料収集・整理を行うとともに、千葉県が指定する高潮浸水想定区域や近年の高潮による災害に係る教訓等の情報について把握するものとする。

### 第7 支払方法

契約金額について、業務完了後に一括で支払うものとする。

## 第8 成果品と納期

本業務の成果品、数量は下記のものとする。なお、成果品については、電子データでも提出するものとし、納期、データ形式については発注者と協議の上、決定する。

|    |   |     |
|----|---|-----|
| 1  | 千葉県高潮避難計画（本編）                                       | 30部 |
| 2  | 千葉県高潮避難計画（概要版）                                      | 30部 |
| 3  | 市民向け啓発用リーフレット                                       | 2万部 |
| 4  | 事務対応マニュアル   | 30部 |
| 5  | 高潮避難に係る啓発動画   | 1式  |
| 6  | 市民への意見聴取報告書   | 1部  |
| 7  | 本業務で作成した高潮浸水想定区域3D都市モデルを閲覧<br>できるように必要なデータを保存したパソコン | 1台  |
| 8  | 本業務で作成したGISデータ（Shape形式）                             | 1式  |
| 9  | 業務報告書   | 1式  |
| 10 | その他発注者が必要と認めるもの                                     |     |

## 第9 本業務における成果物の取扱い

- 1 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て発注者に帰属する。
- 2 成果品が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 3 受注者は、発注者の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定する権利（著作者人格権）を行使しない。

## 第2章 業務内容（千葉市高潮避難計画の策定）

### 第1 高潮避難計画の策定

本市が令和7年5月に公表した「想定最大規模の高潮における避難について」における高潮対策の基本方針（早期避難、分散避難等）及び収集・整理した資料情報等を踏まえ、高潮避難計画の策定を行う。主な検討項目は次のとおりとする。

- 1 千葉市における高潮避難に係る課題
- 2 高潮浸水想定区域のうち、0.5m以上の浸水深が想定される区域における地域ごとの避難先の割振り・避難経路等
- 3 市域外の避難先
- 4 新たな避難施設
- 5 移送手段（バス等）
- 6 避難情報発令の基準
- 7 避難情報等の発信方法等
- 8 市域外への避難を想定した、近隣自治体等との連携及び避難方法
- 9 想定最大規模の高潮が発生した場合の避難所の運営体制
- 10 ライフライン被害予測（上水道、下水道、電力、通信、都市ガス、LPガス等）
- 11 平時における高潮の危険性の周知方法
- 12 企業における人流抑制等の減災対策
- 13 想定最大規模の潮位まで到達しないが、被害が予想される場合（防潮ライン（T.P. +4.3m）を超える潮位）の対応

以上の項目を基本とするが、最終的な項目は提案を踏まえて発注者と協議の上、決定する。

また、策定した計画の概要版及び計画内容を市民向けに分かりやすく周知するためのリーフレットをそれぞれ作成すること。

なお、各作成部数は第1章第8条成果品と納期のとおりとする。

### 第2 市民への意見聴取

#### 1 アンケート調査

市内在住者の高潮避難に係る意向を計画に反映するため、アンケート調査を実施する。郵送代、印刷代（封筒を含む）等のアンケートの実施にかかる諸費用については、受注者の負担とする。

なお、アンケートの回答率を高めるための工夫を行うこと。

##### （1）対象者

市内在住者（1,000サンプル程度）

対象者は、発注者が抽出を行い、データを提供する。

## (2) 実施方法

郵送

なお、アンケートの回答方法について、二次元コードによる回答等を実施すること。

## (3) アンケート項目 (案)

- ・回答者の居住区等の基本情報
- ・高潮についての認識
- ・早期避難（避難のタイミング等）、分散避難（在宅避難、車中泊避難等）に係る意向
- ・食料、携帯トイレ等の備蓄状況

また、アンケートの設問数、項目、回答方法及び実施時期等については、受注者からの提案を踏まえて発注者と協議の上、決定する。

## 2 アンケート結果の集計

アンケート結果については、回答者の属性や各質問項目とのクロス集計等により分析を行い、その結果を避難計画の内容に適切に反映させること。

分析結果については、グラフ等を用いて実施報告書として取りまとめるものとする。

また、アンケート結果一覧及び集計結果については、実施報告書とは別に、速報データとして、発注者の指示する時期に提出すること。

## 第3 有識者会議の運営補助

千葉市を事務局とする千葉市防災会議 防災・減災対策検討部会について、高潮避難計画策定状況の経過報告等各種資料の作成、当日の質疑対応、議事録の作成等を行う。また、各種資料の作成、当日の質疑対応等にかかる諸費用については、受注者の負担とする。

なお、部会の開催回数については、1、2回程度実施するものとする。

## 第4 事務対応マニュアルの作成

第2章で策定する千葉市高潮避難計画及び当市が作成した既存のマニュアルの内容を踏まえ、庁内職員が取るべき対応を整理した事務マニュアルを新たに作成する。

なお、事務対応マニュアルは、以下の項目を基本とするが、最終的な内容は提案を踏まえて発注者と協議の上、決定する。

- ・庁内職員の事務手続きを整理したタイムライン  
期間：台風接近3、4日前～浸水継続期間（浸水後、最長14日間）
- ・事務漏れの防止、手続きの進行状況の把握を目的としたチェックリスト

- ・ 高潮注意報や計画運休情報等が発表された際の市民周知文
- ・ 浸水被害が長期化することを想定した災害対策本部事務局員のローテーション案

## 第3章 業務内容（高潮避難に係る啓発動画作成）

### 第1 高潮避難に係る啓発動画作成

早期避難と分散避難を2本の柱とする本市の高潮避難方針を市民に周知し、適切な避難行動につなげてもらうため、啓発動画を作成する。

#### 1 内容

想定最大規模の高潮における避難について、本市の避難方針を踏まえ、以下の事項を基本とした内容とする。なお、最終的な内容は提案を踏まえて発注者と協議の上、決定する。

##### (1) 高潮の基礎的な説明

高潮の発生要因や特徴など、市民が理解しやすいよう平易かつ分かりやすく解説すること。

##### (2) 3D都市モデル※を用いた浸水状況の可視化

3D都市モデルを活用し、高潮による浸水状況を時系列データに基づき立体的に表現すること。

なお、3D都市モデル作成に必要な「高潮浸水想定区域データ（Shape形式）」は発注者が貸与する。

##### ※3D都市モデル

建築物、道路等現実の都市を再現した3Dの地図データ

##### (3) 早期避難・分散避難の促進

市民に対し、早期避難や分散避難（在宅避難、車中泊避難等）を促す内容とすること。

##### (4) 命を守るための平時の備え

ハザードマップの確認、浸水区域外の避難先の検討等、市民が平時から取り組むべき具体的な行動を示し、実践につながる内容とすること。

##### (5) 第2章で策定する避難計画との連携

本業務の第2章において策定する「千葉市高潮避難計画」の内容を動画内に適切に反映させること。

#### 2 仕様・企画

説明会やイベントでのスクリーン上映に加え、発注者が管理するYouTubeや各種SNS等で公開できる形式で作成する。仕様・企画は以下を基本とするが、動画の長さ、種類、画面比率、媒体、データ形式等は、受注者の提案を踏まえ発注者と調整のうえ決定する。

##### (1) 動画の長さ

- ・本編動画（10分程度）
- ・本編動画のダイジェスト版（3分程度）

- ・本編動画のダイジェスト版（30秒程度）
- (2) 視聴者
- ・対象年齢：全年齢
  - ・対象者：主に市内在住者
- (3) 放映を予定する媒体
- ・説明会やイベントでのスクリーン
  - ・発注者が管理するYouTube、SNS等
  - ・デジタルサイネージ 等
- (4) テロップ、ナレーションの設定
- 視認性の高い日本語字幕、日本語音声ナレーションを設定する。
- また、発注者と協議の上、外国人に向けて日本語以外の言語のテロップ、ナレーションも作成する。
- (5) 作成期限
- 履行期間内に成果品による周知啓発活動を実施することから、動画作成は、令和9年1月下旬頃までとし、詳細の納期については、発注者の指示に従う。

## 第2 3D都市モデルのオープンデータ化

本業務は、国土交通省「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（3D都市モデルの活用に関する事業(通常タイプ)」の補助制度を活用するため、補助要件を満たすべく、作成した3D都市モデルについては、発注者の指示に基づき、オープンデータ化するため、国土交通省と調整を行い、必要なデータ作成・送付等の対応を行うこと。

また、作成した3D都市モデルのデータを閲覧できるよう、必要なデータを保存したパソコンを納品するものとする。

(納品するパソコンの仕様)

- ・CPU：第13世代 インテル Core i7-13700 プロセッサ又は同等以上
- ・RAM：32GB 以上
- ・HDD：1TB 以上

なお、詳細は発注者と協議の上、確定すること。

## 第4章 その他

### 第1 技術者の配置

受注者は、本業務の円滑な実施のために必要な知識・経験を有する管理技術者及び照査技術者、担当技術者を配置し、管理技術者の補助員として以下に示す適正なる技術者を複数配置するものとする。

なお、配置予定技術者が受注者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。

#### 配置技術者の要件

| 技術者区分 | 資格要件   | 実績要件（過去10年以内）                                  |
|-------|--|--|
| 管理技術者 | 空間情報総括監理技術者、地理情報標準認定資格（上級）、GIS上級技術者又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（「都市計画及び地方計画」）のいずれかの資格を有する者であること。 | 3D都市モデル（PLATEAU）に関連する業務（構築・活用・仕様検討等）及び防災計画関連業務 |
| 照査技術者 | 空間情報総括監理技術者、地理情報標準認定資格（上級）、GIS上級技術者又は技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（「都市計画及び地方計画」）のいずれかの資格を有する者であること。 | 3D都市モデル（PLATEAU）に関連する業務（構築・活用・仕様検討等）又は防災計画関連業務 |
| 担当技術者 | 測量士、技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかの資格を有する者であること。                                   | 3D都市モデル（PLATEAU）に関連する業務（構築・活用・仕様検討等）又は防災計画関連業務 |

### 第2 業務責任者

- 1 受注者は、本業務を実施するにあたり業務責任者を定め、その氏名を発注者に報告するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができるものとする。

### 第3 受注者の責務

- 1 受注者は、委託契約書及び本仕様書に基づき、誠実に業務を行うこと。
- 2 受注者は、本業務遂行の進捗状況その他必要事項について、適宜発注者に報告すること。
- 3 受注者は、業務の履行中常に安全に留意するものとする。
- 4 本業務に必要な諸手続きは、受注者が行うものとする。  
また、これに要する経費は受注者の負担とする。

### 第4 情報資産の取扱い

情報資産の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 1 個人情報保護

受注者は、本業務上知り得た事項を第三者に漏えいしてはならない。また、個人情報に関する貸与品については、データの秘密保持に万全の管理を行うものとする。なお、個人情報保護の観点から、契約締結時、次に掲げるいずれかの措置が講じられていることが確認できる書類の写しを提出すること。

- (1) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステムに係る国際規格の認証取得その他個人情報の保護に関する認証の取得等の情報セキュリティ対策が講じられていること。
- (2) 個人情報の保護に関する内部規定が整備され、従業員に対する教育研修等が行われていること。

#### 2 情報セキュリティに関する規程の遵守

受注者は、本業務の実施に際しては、千葉市情報セキュリティポリシーに定める基準を満たす情報セキュリティに関する規程を整備し、遵守しなければならない。なお、千葉市情報セキュリティポリシーのうち、「千葉市情報セキュリティ対策基準」については、非公開資料であるため、契約締結後に必要に応じて提示する。

### 第5 関係官公署との折衝

本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合については 発注者と協議の上、対応する。

### 第6 打合せ・協議

打ち合わせは、業務開始時、完了時を含め6回程度とするが、必要に応じて実施するものとする。なお、業務履行にあたっては、発注者と十分な協議と連絡を密にするよう努め、業務が効果的に進められるように留意する。また、打ち合わせを実施した場合、その内容を記録した電子データ（打合せ記録簿等）を速やかに作成し、発注者の確認を受けること。

## 第7 損害の賠償

業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講じること。